

平成 30 年 7 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社  
アライオートオークション仙台(株)  
アライオートオークショングループ

重 要

## オークション規約 改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 30 年 8 月 1 日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 30 年 8 月 1 日

内 容

### 【規約改定】

1. 第九章 書類 第 32 条(譲渡書類) 第 10 項の改定
2. 第九章 書類 第 32 条(譲渡書類) 第 11 項の改定
3. 第九章 書類 第 37 条(自動車税) 第 5項の改定
4. 第九章 書類 第 38 条(クレーム細目) 5.継続検査用納税証明書の改定

### 1. 第九章 書類 第 32 条(譲渡書類) 第 10 項の改定

《現在の規約》

- (10) 車検満了日が、オークション開催月の翌月末までの車両は、原則として抹消出品とします。但し、車両にナンバープレートが付いているもの(出品票に抹消出品等の記載があるものは除く)は、移転登録(継続)として扱い、譲渡書類に継続検査用納税証明書を添付するものとします。

↓

#### 《改定後の規約》

- (10) 車検満了日が、オークション開催月の翌月末までの車両は、原則、抹消出品とします。ナンバープレートが付いた車両(出品票に抹消出品等の記載があるものは除く)の出品に於いては、移転登録(継続)として扱います。この場合、自動車税は完納されているものし、落札者による納税確認ができる場合には、継続検査用納税証明書の提出を不要とします。但し、出品者に対し、オークション開催事務局が継続検査用納税証明書の提出を求めた場合、出品者は、請求された日から8日以内に、当該事務局に継続検査用納税証明書を提出しなければならないものとします。

### 2. 第九章 書類 第32条(譲渡書類) 第11項の改定

#### 《現在の規約》

- (11) 車検満了日が同年度内(翌年4月・5月を含む)の成約車両は、原則として、継続検査用納税証明書を添付するものとし、後日請求の場合、落札者は、車検満了日の1ヶ月前より請求できるものとします。また、出品者は、落札者の請求日から8日以内に提出するものとします。



#### 《改定後の規約》

- (11) 落札車両の車検満了日が、同年度内(翌年4月・5月を含む)で、譲渡書類に、継続検査用納税証明書が添付されていない場合、落札者は、車検満了日の1ヶ月前より、当該車両のオークション開催事務局に請求できるものとします。当該事務局より請求された出品者は、請求された日から8日以内に、当該事務局に提出をしなければなりません。但し、電子確認ができる場合は、除くものとします。

### 3. 第九章 書類 第37条(自動車税) 第5項の改定

#### 《現在の規約》

- 5 成約車両の自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティ10,000円を科すものとし、落札者が、自動車税を立替えた場合は、自動車税相当額及び実費を出品者に請求するものとします。但し、自動車税納付期限は除きます。



#### 《改定後の規約》

- 5 成約車両の自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティとして、小型車両の場合は10,000円、中型車両以上は30,000円を課すものとします。また、落札者が、自動車税を立替えた場合は、自動車税相当額を出品者に請求するものとします。但し、自動車税納付期限内は除くものとします。

### 3. 第九章 書類 第38条(クレーム細目) 5.継続検査用納税証明書の改定

#### 《現在の規約》

5. 継続検査用納税証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 車検満了日がオークション開催日の翌月末以内で、納税証明書の添付が無い場合は、書類不備の扱いとします。</li><li>○ 車検満了日が、同年度内(翌年4月・5月を含む)であるときは、原則として成約車両の納税証明書を譲渡書類に添付して、提出しなければなりません。</li><li>○ 落札者は、車検満了日の1ヶ月前より出品者に請求できるものとします。</li><li>○ 出品者は、落札者の請求日より8日以内に提出し、9日以降5,000円、それ以降7日遅延するごとに5,000円のペナルティとします。 (上限30,000円まで)</li><li>○ 自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティを科すものとします。 (ペナルティの金額は10,000円とし自動車税を立て替えた場合は自動車税相当額及び実費を出品者に請求するものとします。)</li></ul>
---------------	---



#### 《改定後の規約》

5. 継続検査用納税証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 車両にナンバーが付いているもの(出品票に抹消出品等の記載があるものは除く)は、移転登録(継続)扱い。この場合、自動車税は完納されているものとします。</li><li>○ 車検満了日が、同年度内(翌年4月・5月を含む)で、譲渡書類に継続検査用納税証明書が添付されていない場合、落札者は、車両の車検満了日1ヶ月前より請求できるものとします(電子確認できる場合は除く)。</li><li>○ 出品者は、オークション開催事務局の請求日より8日以内に提出し、9日以降5,000円、それ以降、7日遅延するごとに5,000円のペナルティとします。 (上限30,000円まで)</li><li>○ 自動車税未納が発覚した場合は、出品者にペナルティを課すものとします。 (ペナルティの金額は、小型車両の場合は10,000円、中型車両以上は30,000円とします。また、自動車税を立て替えた場合は、自動車税相当額を出品者に請求するものとします。)</li></ul>
---------------	---

以上

